

議案資料

令和3年

上尾市教育委員会2月定例会 議案資料

目 次

議案第 8 号資料	1
議案第 9 号資料	5

【 白紙 】

議案第8号 資料

上尾市教育委員会事務局組織規則及び上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

(改正規則中、第1条の部分)

●上尾市教育委員会事務局組織規則

(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)

【改正要旨】

- 1、上尾市組織規則の規定に準じ、特例的に置かれる本部又はプロジェクト・チーム等の組織を設置する規定の整備を行うもの。(第2条の2関連)
- 2、上尾市教育委員会事務局に必要な応じて置く職として、主任栄養士を定めるほか規定の整理を行うもの。(第4条、第4条の2関連)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、上尾市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織、事務分掌、職の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(中略)

(内部組織及びその分掌事務)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

部の名称	課の名称
教育総務部	教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課

2 前項の表の左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ置かれる課の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務部

教育総務課

(1) 教育委員会の会議に関すること。

(中略)

(組織の特例)

第2条の2 教育委員会は、臨時又は特別の事務を処理させるため、必要があると認めるときは、事務局に本部又はプロジェクト・チームを置くことができる。

2 前項の本部及びプロジェクト・チームの設置については、教育委員会が別に定める基準によるものとする。

(職及び職務)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

(中略)

(主任等の職及び職務)

第4条 前条に定めるもののほか、必要に応じて、事務局の組織に主任、主任栄養士、栄養士、主事、技師その他必要な職を置く。

2 前項の主任は、上司の命を受け、困難な事務又は技術に従事する。

3 第1項の主任栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健の指導及び事務のうち困難なものに当たる。

4 第1項の栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健の指導及び事務に当たる。

5 第1項の主事、技師その他必要な職にある者は、上司の命を受け、当該事務又は技術に従事する。

(一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職及び職務)

第4条の2 前2条に定めるもののほか、必要に応じて、事務局の課に一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、家庭教育支援員、社会教育指導員、文化財調査専門員、健診・相談専門員、栄養士及び業務補助員を置く。

2 前項の家庭教育支援員は、上司の命を受け、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

3 第1項の社会教育指導員は、上司の命を受け、公民館事業、人権教育集会所の運営及び社会教育団体の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

4 第1項の文化財調査専門員は、上司の命を受け、文化財の調査、保存、保護及び活用並びに市史編さんに関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

5 第1項の健診・相談専門員は、上司の命を受け、上尾市立小・中学校の児童生徒に対する健康診断業務に従事する。

6 第1項の栄養士は、上司の命を受け、前条第4項に規定する職務のうち、課長の指定するものに従事する。

7 第1項の業務補助員は、上司の命を受け、課長の指定する業務を補助する。

8 第1項に規定する職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をもって充てる。

(後略)

(改正規則中、第2条の部分)

●上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則

(平成13年3月30日教育委員会規則第3号)

【改正要旨】

- 1、教育機関における本部、プロジェクト・チームの設置について、教育委員会事務局の規定の例により設置できるよう規定の整備を行うもの。(第2条の2関連)
- 2、中学校給食共同調理場に必要に応じて置く職として、主任栄養士を定めるほか規定の整理を行うもの。(第4条、第5条、第6条関連)

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する機関(上尾市立学校設置条例(昭和39年上尾市条例第11号)に規定する小学校、中学校及び幼稚園を除く。以下同じ。)の職制について必要な事項を定めるものとする。

(機関等)

第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその所属する部又は課は、次の表のとおりとする。

機関	所掌事務	所属する部又は課
公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条各号に掲げる事業に関する業務	生涯学習課
図書館	上尾市図書館規則(平成18年上尾市教育委員会規則第8号)第2条に規定する業務	教育総務部
教育センター	上尾市教育センター条例(昭和63年上尾市条例第12号)第2条に規定する業務	指導課
中学校給食共同調理場	上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第2条に規定する業務	学校保健課

(組織の特例)

第2条の2 教育委員会は、臨時又は特別の事務を処理させるため、必要があると認めるときは、前条の表の左欄に掲げる機関に本部又はプロジェクト・チームを置くことができる。

2 前項の本部及びプロジェクト・チームの設置については、上尾市教育委員会事務局組織規則(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)第2条の2第2項の規定の例による。

(必置の職及びその職務)

第3条 次に掲げる館長及び所長の職務は、上司の命を受け、当該機関の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督することとする。

- (1) 上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)第3条第1項に規定する館長
- (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第1項に規定する館長
- (3) 上尾市教育センター条例第3条に規定する所長
- (4) 上尾市立中学校給食共同調理場条例第3条に規定する所長

(必要に応じて置く職及びその職務)

第4条 第2条の表の左欄に掲げる機関に、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(中略)

2 前項に定めるもののほか、第2条の表の左欄に掲げる機関に、必要に応じて、主任、主事、技師その他必要な職を置く。

3 前項の主任は、上司の命を受け、困難な事務又は技術に従事する。

4 第2項の主事、技師その他必要な職にある者は、上司の命を受け、当該事務又は技術に従事する。

5 第1項及び第2項に定めるもののほか、第2条の表の左欄に掲げる機関に、必要に応じて、

一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、業務補助員を置き、その職務は、館長又は所長の指定する業務を補助することとする。

- 6 前項に規定する職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）をもって充てる。

（中略）

（教育センターに置かれる職及びその職務）

第5条 第4条に定めるもののほか、必要に応じて、教育センターに指導主事を置き、その職務は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することとする。

- 2 第4条及び前項に定めるもののほか、教育センターに、必要に応じて、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学校適応指導教室指導員及びさわやか相談室相談員を置く。

- 3 前項の教育心理専門員は、上司の命を受け、幼児、児童及び生徒並びに保護者の就学相談及び教育相談への対応並びに幼児、児童及び生徒の知能及び発達に関する検査の業務に従事する。

- 4 第2項のスクールソーシャルワーカーは、上司の命を受け、問題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけ並びに関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整の業務に従事する。

- 5 第2項の教育相談員は、上司の命を受け、幼児、児童及び生徒並びに保護者の教育問題等に関する教育相談の業務に従事する。

- 6 第2項の学校適応指導教室指導員は、上司の命を受け、上尾市立小・中学校における不登校の児童生徒に対する適応指導の業務に従事する。

- 7 第2項のさわやか相談室相談員は、上司の命を受け、いじめ、不登校等に対応し、児童生徒との相談及び児童生徒に対する援助の業務に従事する。

- 8 第2項に規定する職は、会計年度任用職員をもって充てる。

（中学校給食共同調理場に置かれる職及びその職務）

第6条 第4条に定めるもののほか、~~必要に応じて、~~中学校給食共同調理場に、**必要に応じて、主任栄養士及び栄養士**を置き、~~その職務は、上司の命を受け、献立作成その他の栄養に関する業務に従事することとする。~~く。

- 2 前項の主任栄養士は、上司の命を受け、困難な献立作成その他の栄養に関する業務に従事する。

- 3 第1項の栄養士は、上司の命を受け、献立作成その他の栄養に関する業務に従事する。

（補職）

第7条 第3条、第4条第1項及び第2項、第5条第1項並びに前条**第1項**に定める職は、職員のうちから教育委員会が命ずる。

（後略）

議案第9号 資料

上尾市教育委員会における本部及びプロジェクト・チーム並びに教育委員会事務局内横断会議の設置の手續等に関する規程を定める訓令の制定について

【制定要旨】

- 1、市長訓令により制定されている「上尾市における本部及びプロジェクト・チーム並びに庁内横断会議の設置の手續等に関する規程」の規定に準じ、特例的に置かれる本部、プロジェクト・チーム並びに教育委員会事務局内横断会議を設置する際の基準や手續き等の規定の整備を行うもの。

●設置基準

1、本部

臨時又は特別の事務を処理させるための組織として、次の各号のいずれかに該当する事務を処理させる場合に設置することができる。

- (1) 非常災害等緊急事態に対応するための事務
- (2) 一定期間特定の重要施策を推進するための事務
- (3) その他教育長が特に必要と認めた事務

2、プロジェクト・チーム

臨時又は特別の事務を処理させるための組織として、重要な行政課題について、必要な知識、経験等を有する職員の参画を得てその解決を図ることが適当である場合に設置することができる。

3、教育委員会事務局内横断会議

本部又はプロジェクト・チームの他、教育委員会事務局等内の連携を図り、行政課題を効果的に解決するために設置する会議その他の組織として、次の各号のいずれかに該当する事務を処理させる場合に設置することができる。

- (1) 重要な施策を検討するための事務
- (2) 重要な制度又は計画等を策定し、又は推進するための事務
- (3) その他教育長が特に必要と認めた事務

●設置手續き

共通

各部の部長が教育長に申請し、教育長がその設置の可否を審査し、必要に応じて、設置規程を設けるものとする。

【 白紙 】